

国民の納税者意識について

杉田 芳雄

1. はじめに

12年間を超えた税理士業務を通じ、納税者により「税」に対する向き合い方が様々だということを学んだ。その中で毎年相談員として参加している所得税の確定申告相談会へ来られる高齢の方々から学ぶことが多い。身体に堪える厳寒の時期に、高齢者の方々が自ら作成した申告書を手に早朝から列をなしている姿に、「税」に向き合う真摯さに感銘を覚える。一方、節税策を謳い文句のセミナーや解説書籍が人気を博している風潮も見受けられている。

毎年、「世界幸福度ランキング」が国連から発表されているが、下表のとおり2018年の日本は155ヶ国中第54位とされている。国民負担率の高い北欧諸国がベストスリーを占めているのは何故か、という疑問がわいて

表1 国民幸福度調査結果

1	フィンランド		∴
2	ノルウェー	54	日本
3	デンマーク	57	韓国
4	アイスランド	59	ロシア
5	スイス		∴
6	オランダ	86	中国
	∴		∴
18	アメリカ	155	中央アフリカ

出典：「世界幸福度報告書2018年版」より抜粋

World Happiness Report 2018より

〈<https://www.worldhappinessreport/ed/2018/>〉

くる。

税のあり方は国のあり方を現す、と従来から言われている。「税」は国から収奪されるものか、共同体に対し会費として納めるものなのか、という「税」に対する向き合い方、すなわち納税者意識をテーマに本小論では租税の公平性を中心に論じてみたい。

2. 租税の諸原則は機能しているか

税の歴史は長い。古代から現代に至るまで、みつぎ・年貢・租税などと名称を変え発展してきた。それでは、租税の根拠としてはどのように理論付けられているのであろうか。まず、租税を国家から受ける利益の対価とみる利益説がある。一方、国家はその任務を達成する為に課税権を有し国民は納税の義務を負う、という義務説も主張される。憲法でも納税義務を規定しており、義務説が定着しつつあったが、今日では国民が共同の費用として自ら負担するという「会費説」が有力となっている。

次に租税制度について考えてみたい。租税制度を考える時、①公平、②中立、③簡素の三大原則が前提となる。果たして、この原則に適っているだろうか。国内の租税制度を概観してみると、一般的イメージとして③簡素な制度という面であきらかに逸脱しているように見受けられる。戦後間もない頃のシャープ勧告に基づき納税者自ら申告納税を行うことを原則とする考え方は到底無理であるという現実がある。何故、現在の租税制度は複雑難解となっているのであろうか。その主因は①公平性を担保する為には、モレがないように、解釈による相違が発生しないようにという観点から法律条文を精緻なものにしていることが考えられる。法律段階からさらに実務に落とすには、政省令、取扱通達等できめ細かく明文化されているが、社会情勢の変化に伴い毎年、より複雑な制度改正を余儀なくされているのが現実である。①公平と③簡素はトレードオフの関係にあるとの見方もできることになる。

②中立性の問題点は、政治的配慮などが大きく作用している。景気対策、特定産業分野への支援、特定世代への厚遇など主として租税特別措置法

(Tax Expenditure) により②中立を阻害する要因になる恐れがある。既に高齢化社会に突入しているわが国においては、選挙における投票行動からシルバー民主主義の弊害が歪みを作り出しているのではないかと考えられる。

3. 租税の役割から考える。

租税の役割は①公的サービス提供のための財源確保、②所得や資産格差を是正するための再分配機能、③景気変動の行き過ぎを税制を通じ自動的に抑制する経済自動安定化機能を持つと言われている。①の役割は税制の主目的であるが、②、③についてはいくつかの問題点があるが、本論では②の所得再分配機能に対する疑問を詳述してみたい。

所得再分配機能を考える場合、所得税、相続税における累進課税適用によって納税者の担税力による負担配分を行う。これにより格差是正に寄与でき、公平性も同時に満たすことが出来る優れた税制である、と認識され多くの国でも採用されている。しかしながら、累進度合いにもよるが、分配の不公平是正とは結果の平等を目指すものとも考えられよう。

ここでアダム・スミスの「胸中の公平な観察者」から見た社会を想定し、所得再分配がめざす公平・不公平の本質を考察していきたい。

いま、A、B、Cの三人の人物からなる社会を設定し、その所得分配のケース別に夫々の心理状態を考えてみよう²。

(ケース1)

	A	B	C	合計
現 状	3	2	1	6
変 更	4	2	1	7
夫々の心理	○	×	×	○(観察者)

○は満足、×は不満

Aが努力して稼得所得を1単位増やしB、Cは現状維持であったケース

を想定している。Aの状態が上昇したので社会全体としては向上したことになる。「公平な観察者」は改善とみてこの状態を是認するであろう。一方、「結果平等主義者」は最上位AとB、Cとの格差が拡大され、この社会は改善ではなく改悪であると主張されるであろう。

そこで、「結果平等主義者」が満足を覚えるケースを考えてみる。

(ケース2)

	A	B	C	合計
現 状	3	2	1	6
変 更①	2	2	1	5
夫々の心理	×	○	○	× (観察者)
変 更②	2	2	2	6
夫々の心理	×	×	○	× (観察者)

変更①では、Aの所得を削ってでも格差を是正した方が良い社会であるとするものである。また、変更②では、Aの所得の内1単位をCに移転配分した場合を想定している。この場合Bは現状維持のまま据え置かれ、受益を受けたCに対しても不満を感じることになる。Aは努力によって稼得した所得が削られるのは理不尽と感ずるに違いない。このような不満は人間の心理面から考えると「嫉妬」という劣情が含まれていると考えるのもあながち間違いではないだろう。

さらに極端なケースを想定してみる。

(ケース3)

	A	B	C	合計
現 状	4	1	1	6
変 更	2	2	2	6
夫々の心理	×	○	○	× (観察者)

この場合、B、Cによる平等化賛成という多数決原理が働き、このよう

な平等化が図られた。これは、極論すれば、多数の平均以下所得者による少数の成功者（富者）からの取奪ということになり、行き着く先は社会主義である。

この項における所得再分配機能としての累進課税制度の批判をまとめてみたい。

先ず、労働インセンティブを低下させるという恐れがある。資源に乏しく急速に進む少子高齢化社会に突入したわが国にとって人的資源が最大の宝であるにも拘らず、累進課税による所得の取奪は大きな懸念材料である。リスクをとって起業し成功しても累進的に高額課税されると、社会に有用なビジネスへの算入意欲を削ぐことになり経済の活性化が阻まれることになる。そこで租税回避行動が活発化しその捕捉のための税制改正が想定されることになる。さらに高所得者、富裕者に対する懲罰的課税を設けることにより分配の正義の仮面を被った嫉妬心を助長し、社会不安要因が増える懸念も否めない。さらに加えれば、ノブレスオブリージュの精神を持った富裕者、篤志家を排除することにより歴史、伝統の承継に問題が生じることになりはしないかと考えられる。

4. 租税と財政の関係から考える。

財政に特有な公準に「量出制入」がある。つまり財政支出が決まれば、その支出に必要な源資を調達しなければならない、ということである。一方、「量入制出」という論を主張するものもある。すなわち、財政収入を決め、財政支出を制御するという考え方である。現在の日本の危機的財政状態から考えると、この「量入制出」の考え方の正当性も支持されるのかもしれない。

これまで、わが国では財政支出の中味が厳しく議論されないで、税負担の大小が優先課題でありその支出は何故必要かが納税者に理解されていない。過去の民主党政権時に事業仕分と称し大々的に支出の吟味が始められたが、単なるパフォーマンスに終わってしまったことがある。国会においても予算委員会はテレビ中継のなされる機会が多いようだが、決算委員会は先

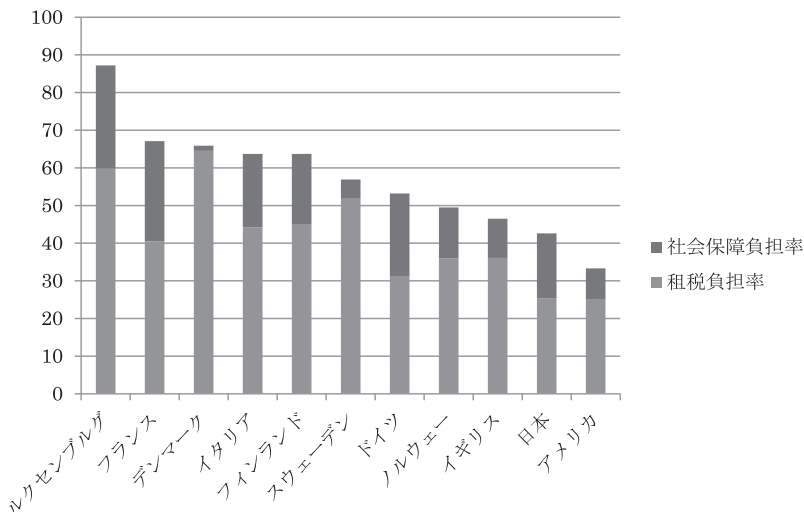


図2 国民負担率の国際比較 (対GNP比の国民負担率%)

出典：財務省ホームページより抜粋 (各国負担率は2015年データ)

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a04.htm)

ず中継機会は少なく注目もされていない傾向にある。

高齢化社会が益々進んでいるわが国においては社会保障関連支出の急増は避けられない今こそ財政支出の中味を考えなくてはならない時代である。従って量出制入の公準に則った社会共通の支出を優先度に応じ、納税者たる国民にその負担を求めるという方向性を指し示すことが政治行政に求められる。冒頭の「国民幸福度ランキング」で示した上位の国々に共通しているのは国民負担率が非常に高いということである。しかしながら、福祉を中心とした財政支出に納得し社会的安定が確保できているということであろう。わが国は「高福祉高負担」を目指すのか「低福祉低負担」で納得するのか、は国民の選択である。

5. 納税者意識を高めるには

欧米では、市民革命を通じて民主主義を獲得し税制も当に民主主義の根幹をなすものであるとの認識が定着している。しっかりとした納税意識を

国民の納税者意識について

持ち合わせておりその用途についても絶えず監視するという意識が刷り込まれている。一方、日本は市民革命を経ず封建社会から上意下達で近代化が行われてきたため「税はとられるもの」との認識が拭い去られていない。加えて、総労働人口中87%を占める給与所得者は自ら確定申告をせず年未調整にて納税手続きが完結するので痛税感もなく税の使い道に関心を持たない。そのため、個人の税負担の軽重は議論になるものの税と公共サービスを一体的に考える習慣は根付いていない。低負担、高受益という心地良いスローガンが政治家に蔓延って、財政状態は益々悪化の途を辿りつつある。

こう考えると、納税者意識向上にとって重要なことは、政治行政への信頼感であると言えよう。これを更に実務面で考えると³、徴税窓口である税務当局との間の信頼関係を常に維持向上を図るべく不断の努力が必要だ。

納税者側に要求されることは、次世代を担う若者に民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税を納め、その使い道に関心を持ち、更に納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることである。そのことを狙いとして租税教育の充実が平成23年度税制改正大綱に盛り込まれた。既に小中学校向けには活発に租税教育が行われている。この租税教育をさらに充実させる為、選挙権を得る年代である高校生、大学生をターゲットに重点的に実施すべきと考える。併せて現実のTAXペイヤーである社会人向けに地域の会合、業界団体の会議などあらゆる機会を通じてもっと啓蒙を図ることが求められているのではなかろうか。

6. おわりに

近時、経済学の分野では、行動経済学、心理経済学といった分野が注目され、ノーベル経済学賞受賞者を輩出している。経済学の分野でもある財政学において、数少ないが租税心理学と称する論文、出版物も見られるようになった。納税者の意識を分析研究するには租税に関する人間の心理を扱う研究である為、デスクワークではなく世論・アンケート等のデータを

必要とすることから高いハードルが待ち受けている。

本小論では同分野が筆者の関心の高い分野であり、実務を通じ（税理士業務）日頃感じていることを問題提起したものである。なにぶんにも浅学非才故、思い込みや極論を多発しているものと思われる。ご助言、ご叱責を期待したい。

注

- 1 アダム・スミス（2008）、堂目（2008）p. 32
- 2 「ケース1」～「ケース3」は、竹内（1992）p. 63を筆者が図解したものである。
- 3 田口（1978）p. 275

参考文献

- スミス、アダム著、水田洋訳（2008）『道徳感情論（上）』岩波書店
- 田口和夫（1978）「租税心理学について」『税大論叢』1978年第12号、pp. 251-278
- 竹内靖雄（1992）『嫉妬と正義の経済学』講談社
- 財務省ホームページ/国民負担率の国際比較、〈https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a04.htm〉
- 国連・米コロンビア大学/「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」/「世界幸福度報告書2018年版」〈<https://www.worldhappinessreport/ed/2018/>〉
- 堂目卓夫『アダム・スミス』中公新書 2008